

<おしながき>

- 【1】ビジネスニュースランキング
- 【2】セミナー案内
- 【3】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

京都総合法律事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

<https://kyotosogo-law.com/>

【1】ビジネスニュースランキング

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

2020年はランキング方式でお届けしています。

★新型コロナ関係★

この4連休は外出している人が多かったように感じました。

実際に、NTTドコモのデータによると、9月20日の四条河原町や京都駅の人出は、コロナ前と同じ水準に戻ったようです。

9月21日は、四条河原町周辺の人出がコロナ前の休日平均と比べて61%増加し、連休最終日の22日は29%増加したようです。

2週間後に陽性者が大幅に増えないことを祈るばかりです。

◆第7位◆

10月以降もタクシー事業者によるデリバリー・出前が活用できます！

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う食料・飲料の運送に係るニーズの増加を踏まえ、2020

年 9 月まで、タクシー事業者が道路運送法に基づく許可を受けた上で、有償で食料等を運送することを特例的に認めています。

今般、2020 年 10 月以降もタクシー事業者が食料・飲料の運送ができるよう措置しました。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000220.html

◆第 6 位◆

帝国データバンク 倒産集計 2020 年 8 月報

<https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/2008.html>

- ・倒産件数は 655 件（前年同月比 2.1%減）と、3 カ月ぶりの前年同月比減少
- ・負債総額は 694 億 1700 万円（前年同月比 17.1%減）と、3 カ月ぶりの前年同月比減少
- ・負債額最大の倒産は FEP（株）（大阪府、破産）の約 40 億円
- ・業種別にみると、7 業種中 4 業種で前年同月を下回った。なかでも卸売業（88 件）は、繊維・衣料品卸や機械器具卸が減少し、前年同月比 12.9%減となった。製造業（68 件）では家具製造業などが減少に寄与し、前年同月比 19.0%減
- ・主因別にみると、「不況型倒産」の合計は 519 件（前年同月比 2.1%減）、構成比は 79.2%を占める
- ・負債規模別にみると、負債 5000 万円未満の倒産は 435 件（前年同月比 1.9%増）、構成比は 66.4%を占める
- ・地域別にみると、9 地域中 5 地域で前年同月を下回った。なかでも北海道（11 件）は、小売業などが減少し前年同月比 45.0%減。関東（237 件、前年同月比 4.4%減）は茨城県、埼玉県で 2 ケタ減となり、業種別でも建設と不動産を除く 5 業種で減少
- ・人手不足倒産は 19 件（前年同月比 5.6%増）発生、5 カ月ぶりの前年同月比増加
- ・後継者難倒産は 23 件（前年同月比 28.1%減）発生、2 カ月連続の前年同月比減少
- ・返済猶予後倒産は 47 件（前年同月比 51.6%増）発生、2 カ月ぶりの前年同月比増加
- ・中小企業倒産件数は 789 件

◆第 5 位◆

経済産業省中小企業庁が「具体例をマンガで解説！中小 M&A ハンドブック」を公表しました。

漫画で事例が紹介されていて読みやすいですよ。

- ・事例漫画① 小規模企業において成立した事例
- ・事例漫画② 債務超過であるにもかかわらず成立した事例
- ・事例漫画③ 適切なタイミングで M&A を決断していればより好条件で譲り渡せた事例
- ・事例漫画④ 事業の一部を M&A により譲渡し 廃業費用を捻出した事例

・事例漫画⑤ 廃業の意向から一転支援機関から M&A を提案され挑み成立した事例

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200904001/20200904001-2.pdf>

会社の再生・清算は「再生・破産対策チーム」にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

◆第4位◆

厚生労働省が「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定しました。

このガイドラインの改定により、副業・兼業の場合における労働時間管理及び健康管理についてルールが明確化されました。

モデル就業規則も改定されていますので、あわせてご確認ください（改定内容：労働者の遵守事項の「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。」という規定を削除し、副業・兼業について規定を新設（第14章第67条））。

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」Q&Aも要チェックです。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

副業・兼業に関するご相談は、「労務対策チーム」にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

◆第3位◆

破産法72条2項2号の「支払の停止があったことを破産者に対して債務を負担する者が知った時より前に生じた原因」に関し、ある請負契約に基づく違約金債権と別の請負契約に基づく報酬債権との相殺を期待することは合理的なものといえるか。

相殺の担保的機能に対する合理的な期待について、最高裁は、相殺期待の合理性は、自働債権と受働債権が同一の契約に基づいて発生したものに限定されるわけではなく、当事者が一括して清算することを予定していたものといえるかどうかを審査し、請負人である破産者の支払停止前に締結された請負契約に基づく注文者の破産者に対する違約金債権の取得が、破産法72条2項2号にいう「前に生じた原因」に基づく場合に当たり、当該違約金債権を自働債権とする相殺が許されると判断しました。

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89688

実務上重要な最高裁判例ですので、ご紹介させていただきます。

なお、合理的な相殺期待が担保権に等しい地位を有することは、「新・判例解説 Watch」に掲載された「合理的な相殺期待と支払不能後の弁済の有害性、対抗要件具備の遅延と同時交換的取引該当性」（弁護士野崎隆史）でもご説明させていただきましたので、あわせてご参照ください。

https://www.lawlibrary.jp/pdf/z18817009-00-150591899_tkc.pdf

◆第2位◆

入れ墨（タトゥー）を彫るために医師免許が必要かどうか。

一審は医師免許が必要と判断して罰金15万円とし、二審は不要と判断して逆転無罪としました。

そして、最高裁は逆転無罪を維持し、上告棄却としました。

この裁判では、タトゥーを彫ることが「医行為」に当たるかが争われ、最高裁は、「医行為」を「医療および保健指導に属する行為のうち、医師が行うのでなければ保健衛生上、危害を生じる恐れのある行為」と定義した上で、「ある行為が医行為に当たるか否かについては、当該行為の方法や作用のみならず、その目的、行為者と相手方との関係、当該行為が行われる際の具体的な状況、実情や社会における受け止め方等をも考慮した上で、社会通念に照らして判断するのが相当」との判断基準を示し、「タトゥーは医学とは異質の美術に関する技能を要し、医師が独占して行う事態は想定し難い」と述べ、「医行為」には当たらないと結論付けました。

また、草野裁判長は、補足意見において、「施術に伴う危険防止のため法規制を加えるのが相当なら、新たな立法によるべきだ」と述べました。

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89717

最高裁が示した定義からすると、タトゥーだけでなく、アートメイクやレーザー脱毛やケミカルピーリング等についても再検討する余地があるように思われ、議論の深化が期待されます。

◆第1位◆

「京都芸術大学」に改称した京都造形芸術大に対し、京都市立芸術大学が、不正競争行為にあたるとして、名称の使用差し止めを求めた訴訟について、大阪地裁は京都市立芸術大学の訴えを棄却しました。

<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/345779>

判決では、「京都」「芸術」「大学」の各部分はある程度ありふれたもので、他大学との識別に使う重要な部分は「市立」の文言だと指摘し、「京都芸術大学」は「京都市立芸術大学」と類似しないと結論付けました。

芸術の世界では、東の東京芸大、西の京都芸大ともいわれて双璧をなしており、「京都芸術大学」と「京都市立芸術大学」が類似しないという判断は、京都に住む者にとって意外との声も多く聞かれるところで、控訴審が注目されます。

不正競争のご相談は「知的財産チーム」にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

【2】セミナー案内

2020年も各弁護士の専門性を活かした中心にセミナーを実施しています。

① 労務セミナー「同一労働同一賃金（均等均衡待遇）」（仮）

・日時：11月10日（火）16:00-18:00（予定）

・講師：弁護士伊山正和

・会場：京都総合法律事務所（受付5階） 京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル
5階

・概要：10月に出る最高裁判例を踏まえ、経営者の皆様や社労士の先生方からご質問が頻出の同一労働同一賃金（当事務所では「均等均衡待遇」という用語を推奨しています。）について、最新の考え方を伝授します。

② カスタマーハラスメント・クレーム対応の実務（仮）

・日時：12月10日（木）15:00-16:30（予定）

・講師：弁護士野崎隆史

・会場：京都総合法律事務所（受付5階） 京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル
5階

・概要：事業の生産性や従業員のモチベーションを低下させ、会社を毀損するカスハラやクレーム。2020年仕様の対処方法を伝授します。

その他、オンラインセミナーも準備中ですので、ご期待ください。

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは…

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【3】ニュースレター案内

News Letter vol.8 を発行しました。

- ・画像のリツイートが著作権侵害になる！（弁護士・弁理士拾井美香）
- ・テレワーク時の労働時間管理（弁護士伊山正和）
- ・遺言書を法務局に預けられる制度がスタートしました。（弁護士野崎隆史）
- ・明確区分性を欠いた賃金規定の落とし穴（弁護士船岡亮太）

添付の PDF をご覧ください。

バックナンバーは…

<https://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2020 年 9 月号、いかがでしたでしょうか？

ランキングにも挙げましたが、京都芸大やタトゥーと興味深い裁判が続いています。

その他にも、共同出願契約に「事前の協議・許可なく、本件特許権を実施して生産・販売行為を行った場合、その特許権が剥奪される」との定めによって特許権の持分権を喪失したと判断した東京地裁の令和 2 年 8 月 20 日の判決や、総務省が公表した「中小企業等担当者向け テレワークセキュリティの手引き（チェックリスト）」も注目されます。

今月は残業代請求で悩まれている会社からの相談も多かったですね。

F-1 は、ピエール・ガスリー選手のイタリア GP での劇的な優勝というビッグニュースがありました。

ガスリー選手は、ホンダがレッドブルと組めた最大の立役者だと思っていますので、本当に嬉しかったです。

最後の最後、カルロス・サインツ Jr, 選手の猛追を 0.4 秒という超僅差で振り切ったのもとても良かったです。

ホンダは 2022 年も F-1 に残るか不透明ですが、何とか踏みとどまって欲しいと思います。

今年優勝するはずだった阪神は、なぜか、わからないけど、たまたま、偶然、クラスターのチャンピオンを獲得しましたので、今年の楽しみは大山選手のホームランに切り替えます。和田選手の打率だけが楽しみだった時代から応援していますので、大丈夫、何も問題ありません（泣）

それにしても、観月ありさの怪演が気になって仕方ないです。

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡くだ

さい。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com